

長期処方・リフィル処方に関する取り組み

当院は「生活習慣病管理料(Ⅱ)」を算定しています。

患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することに対応可能です。

長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状や処方内容に応じて担当医が判断します。